

府監第 1215-5 号
令和 8 年 7 月 7 日

＊ ＊ ＊ ＊ 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 11 日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

府内で解体工事を受注・施工した株式会社 A（以下「A 社」という。）に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 に基づく事業税の調査・課税処分を違法又は不当に怠る事実

2 前記 1 の事項が違法又は不当である理由

A 社は、令和 8 年 4 月から 5 月にかけて、府内で解体工事を受注・施工した。A 社は登記上存在しない「大阪支店」名義を使用し、府内において継続的に営業・事業活動を行っており、地方税法第 72 条の 2 に基づく事業税の課税対象となるが、知事は、A 社に係る事業税の調査・課税処分を行っていない。これは同法の課税権限の行使を怠るものであり、府の財政収入を不当に減少させる違法・不当な怠る事実である。

3 求める措置の内容

知事に対し、A 社に係る事業税の調査・課税処分を速やかに行うよう勧告すること。

第 2 住民監査請求の要件に係る判断

1 地方自治法第 242 条第 1 項の要件について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

2 判断

(1) 請求人は、A社が、令和8年4月から5月にかけて、府内において解体工事を、株式会社Bから受注・施工し、これが、府内における事業活動として地方税法第72条の2に基づく事業税の課税対象となるところ、知事が、事業税の調査・課税処分を行っていないことは、同法上の課税権限の行使を怠るものとして、違法・不当な怠る事実該当するとして、A社に係る事業税の調査・課税処分を速やかに行うよう勧告することを求めている。

(2) しかしながら、仮に、請求人が指摘するように、A社が、上記府内の工事の受注・施工に伴い、令和8年5月頃に、法人事業税の課税対象となる所得（各事業年度の法人税の課税標準となる所得）を得ていたとしても、法人事業税の徴収の方法は、申告納付の方法によるとされ（地方税法第72条の24の12及び大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第41条の2）、所得割に係る法人事業税の納付期限は、各法人の事業年度終了の日から2月以内とされている（同法第72条の25第1項及び同条例第41条の3第1号ハ）のであるから、本件請求時点では、かかる所得に対する法人事業税の申告納付の期限は未だ到来していないことが明らかである。そうすると、仮に、本件請求時点において、知事が、A社に対し、同法第72条の39に基づく決定又は更正を行っておらず、あるいは、府の徴税吏員が、同法第72条の7に基づく調査に係る質問検査を行っていなかったとしても、同法上の課税権限の行使を違法又は不当に怠るものとは認められないこともまた明らかというほかない。

また、上記の違法又は不当事由のほかに、違法又は不当の理由については、何ら摘示されていない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。